

## 団体貸出(幼稚園や学校など 団体貸出館1で貸出を行う)

### 【利用できる団体】

- ・長泉町内にある教育施設その他公共施設  
(保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・公民館等)
- ・長泉町の社会教育関係団体
- ・館長が許可する団体

### 【申請の方法】

申請書に必要事項を記入し、図書館に提出してください。

申請が認められた団体には「団体図書貸出証」を交付します。

団体図書貸出証の交付は1週間後となります。(即日の交付はできません)

代表者の変更や所在地、連絡先の変更があった場合はお申し出ください。

### 【貸出冊数】

100冊

※視聴覚資料の貸出はできません。

### 【期間】

1か月

- ・選書は原則として図書館職員が行います。

希望する図書がある場合は、事前に図書館に連絡をしてください。

(図書によってはご希望に添えない場合もあります)

- ・一般の方が多く利用される資料(季節の事柄に関する本・受入から半年未満の本・雑誌)や図書館に類書が少ない本等、状況に応じて貸出を制限させていただくことがあります。

## ボランティア団体等への貸出(カウンターで貸出を行う)

### 【利用できる団体】

- 1.長泉町内で町民に対し、読み聞かせ等の読書推進活動を行う団体
- 2.町内に住所のある事業所等
- 3.館長が許可する団体

### 【申請の方法】

申請書に必要事項を記入し、図書館に提出してください。

また、申請書と合わせて次の証明書をお持ちください。

- 1.長泉町内で町民に対し、読み聞かせ等の読書推進活動を行う団体  
団体の責任者の身分証明書
- 2.町内に住所のある事業所等  
長泉町内の事業所の住所が記載されている健康保険証  
保険証に住所の記載がない場合は社員証等

申請が認められた団体には「団体図書貸出証」を交付します。

団体図書貸出証の交付は1週間後となります。(即日の交付はできません)

代表者の変更や所在地、連絡先の変更があった場合はお申し出ください。

### 【注意事項】

- ・長泉町内の活動で使用する
  - ・責任をもって団体で資料の管理を行うこと  
(汚破損による弁償の必要がある場合や、資料督促等の連絡は責任者の方に行います)
  - ・入場料や参加料を徴収する事業で利用しないこと
  - ・貸出した資料を利用して、インターネット上に映像を公開したり、配信をしたりしないこと
- ※登録されている団体以外が資料を使用することはできません。  
※利用資格を満たさなくなった場合は団体登録が取り消されます。

### 【貸出冊数・期間】

- ・絵本・紙芝居  
10冊まで 1ヶ月
- ・大型絵本、紙芝居、パネルシアター、紙芝居の舞台等の備品など  
3点まで 2週間

### 【図書貸出証】

- ・図書貸出証は図書館でお預かりします。  
貸出時に団体名および借りる方の氏名を確認させていただきます。
- ・有効期限はありませんが、年度初めに団体の代表者(責任者)と団体に所属する方の確認をさせていただきます。

## ボランティア団体等への貸出(カウンターで貸出を行う)

### 【貸出・返却】

- ・団体貸出は、貸出証に書かれた団体名で活動するときのみ利用できます。
- ・視聴覚資料の貸出はできません。(付属資料を除く)
- ・返却期限を過ぎた資料がある場合、その資料が返却されるまで新たな貸出はできません。
- ・貸出期間の延長はできません。
- ・返却後に同じ資料を続けて借りることはできません。
- ・一般の方が多く利用される資料(季節の事柄に関する本・受入から半年未満の本・雑誌)や図書館に類書が少ない等、状況に応じて貸出を制限させていただくことがあります。
- ・期間内に返却されなかった団体に対し、貸出を停止、または禁止することがあります。
- ・団体貸出により図書館から貸出された資料を、さらに個人に貸し出すことは「又貸し」になります。個人で借りたい場合は一度図書館に返却してください。
- ・資料は図書館のカウンターに返却してください。

### 【大型絵本・大型紙芝居・エプロンシアター・パネルシアター】

- ・貸出点数は一度につき3点までです。
- ・予約が入った資料は返却をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- ・使いたい日時が決まっている場合でも、貸出期間を延長することはできません。使いたい日時に合わせてご自身で貸出・予約等をお願いいたします。

### 【その他の注意事項】

- ・図書館の資料は町民皆様の共有財産です。  
紛失、破損・汚損された場合は図書館までご連絡ください。  
状況によっては弁償の対象となります。
- ・資料を紛失、破損・汚損した場合は弁償をお願いします。  
(基本的に現物弁償となります)
- ・登録されている団体以外が資料を使用することはできません。  
(例)こあらの会で使うために「こあらの会」の貸出証で借りる→○  
小学校で読み聞かせをするために「こあらの会」の貸出証で借りる→×  
資料に関する連絡をする際に、団体の責任者の方に連絡をします。  
そのため、貸出証に書かれた団体の活動で利用しない場合は、  
該当の活動団体名または個人の貸出証をご利用ください。